

報告第2号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月2日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第5号	令和5年4月14日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和4年8月3日、養父市八鹿町八鹿地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 62,911円 (過失割合) 市 30% 相手方 70% (相手方) [Redacted] [Redacted]